

議案第66号

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条の4第1項第2号」を「第173条の5第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。